

ご利用いただけるサービス

健康経営アシストサービス

ストレスチェックサービス

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、事業者様には集団的分析の結果をご提供します。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 実際の転院移送費用は、サービスご利用者にご負担いただきます。

職場復帰支援サービス

キャリアコンサルタント*3が、スマートフォンやタブレット等で個別面談に応じることで、三大疾病*4・介護により休職された方の職場復帰に向けた心理面のサポートを行い、就業に関する意思決定を促して復職の早期化につなげます。

*本サービスは補償対象者である従業員または役員の方が、三大疾病*4・介護により「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。

*3 2016年4月に創設された国家資格であり、「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと」(職業能力開発促進法第2条第5項)を業とする専門家です。

*4 がん、急性心筋梗塞または脳卒中をいいます。

経営・労務サポートサービス

経営支援・診断サービス

公的助成金、労務リスク、就業規則、事業承継等に関する簡易診断を行います。また、診断結果に基づく社会保険労務士等の専門家の訪問による相談・アドバイスを実施します。

法律・税務・労務ホットライン

法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。

※各サービスは、引受保険会社のグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューの内容は、変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※各サービスの詳細は「健康経営アシストサービス/経営・労務サポートサービス サポートブック」をご参照ください。

代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店と共に成立した契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは、「経営ダブルアシスト（業務災害総合保険）」の概要をご紹介したもので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

団体名・組合名

お問い合わせ先
取扱代理店／引受保険会社

E14-85550(5) 改定202206
22-T01082 2022年6月作成

全国中小企業団体中央会 の会員である団体・協同組合等に加入している皆様へ
都道府県中小企業団体中央会

2022年10月1日以降始期用

パンフレット兼重要事項説明書
2022年10月改定

商品概要を
動画で見る



全国中小企業団体中央会の業務災害補償制度

経営ダブルアシスト[®]

業務災害総合保険

今なら最大
約58%
割引

労災リスクに対する「企業防衛」「メンタルヘルス対策」は
経営者の重要な責任です。



なんと

うつ病による自殺や
過労死等の
新しい労災リスクが
増加しています！

そして

それらメンタルヘルスに
起因する労災は
高額な賠償責任が
続出しています！

つまり

生産力低下や風評被害の
リスクもあわせて
経営悪化の
可能性も！

貴社の企業防衛、メンタルヘルス対策のお役に立てる、時代にピッタリの労災対策をご提案します。

全国中小企業団体中央会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

団体の概要を
動画で見る



信頼の中央会の制度、だから安心。

経営ダブルアシスト^{*}



企業向けの

賠償補償



役員・従業員
向けの

定額補償

最大

約58%
(*12)
(*13)
割引!!!

団体割引等適用
のため保険料が

のダブル補償で守ります。

商品特長

業務災害・通勤災害に伴う

- 1 企業および社長・**役員個人** の法律上の賠償責任を
最大1名あたり5億円/1災害あたり10億円まで補償します!

政府労災の給付決定を待たずに

- 2 企業に保険金をお支払いします!(*1) (*2) (*3)

(*1) 精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等は政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。
なお、使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

(*2) 法定外補償規定による見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。

(*3) ご加入時に「業務災害総合保険契約の締結等に関する確認書」をご提出いただきます。補償対象者代表の方の署名が必要です。

精神疾患(メンタルヘルス疾患)・

- 3 脳・心疾患等の疾病や自殺を補償します!(*4)

熱中症や日射病、通勤途上のケガも補償します!(*5)

(*4) 政府労災の給付が決定された場合に保険金をお支払いします。

(*5) 業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病等の「業務に起因して生じた症状」を補償します。また、通常経路の通勤途上のケガも補償します。

従業員の人数報告は不要で簡単。

パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります!

- 4 派遣社員・構内下請作業員も補償します!

- 建設業の下請はもちろん、貨物自動車運送事業の場合は、

下請運送事業者も補償します!(*6)

★オプション

(*6) 事業主・役員(★)、従業員、パート・アルバイト、建設業の下請負人、貨物自動車運送事業の下請負人(★)、構内下請作業員(★)、派遣労働者(★)も補償します。

(*12) [1-30%(団体割引)]×[1-30%(過去の損害率による割引)]×[1-10%(包括契約割引)]×[1-5%(健康経営割引)]≈0.42→最大約58%割引
(*13) 働きやすい職場認証制度に認証登録された事業者を被保険者としてご加入される場合、保険料を3%割り引きます。(*15) (*16) (*17)
(*14) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。

三大疾病・介護休業時に企業が負担する

社会保険料等の費用を補償(★)し、補償・サービスの両面で

- 5 「健康経営^(*7)」「仕事と三大疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)
治療・家族介護の両立」を支援します!
精神疾患(メンタルヘルス疾患)による休業時の補償も追加できます! (★)

ただし、付帯できないケースがあります。

(*7) 「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

★オプション

従業員が育児休業を延長する場合の求人採用費用、

- 6 代替者の環境整備費用等の保険金をお支払いします!(*8)

(*8) 補償対象者が育児休業の延長を行い休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合にかぎります。

従業員の皆様の健康増進等にも活用できる、

- 7 健康経営アシストサービスの職場復帰支援サービス^(*9)を
ご利用いただけます!

(*9) 本サービスは補償対象者である従業員または役員の方が、三大疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)・介護により「三大疾病・介護休業時
事業継続費用補償特約条項」に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。

- 8 建設業の場合、「経営事項審査制度」の加点ポイントになります!

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や

- 9 不当解雇等に伴う、企業、社長・役員個人および管理職の
法律上の賠償責任を最大3,000万円まで補償(★)します!

ただし、付帯できないケースがあります。

★オプション

- 10 保険料は全額損金処理^{(*10) (*11)}の上、満期時の保険料精算は不要です!

(*10) 個人事業主本人に対する保険料は除きます。

(*11) 今後の法改正により変更となる場合があり、実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

(*15) 働きやすい職場認証制度とは、2020年8月に国土交通省が創設した、運転者職場環境良好度認証制度の通称です。

(*16) 健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。

(*17) 「地震・噴火・津波危険補償保険料」部分を除きます。



企業をお守りする補償

基本補償

使用者賠償責任補償

従業員の方等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



法律相談費用補償

従業員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社(東京海上日動)の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用を補償します。



主なオプション補償

雇用関連賠償責任補償

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為等に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



三大疾病・介護休業時事業継続費用補償

補償対象者が三大疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)による休業または親族への介護休業を継続して30日を超えて取得した場合に、被保険者が負担した営業継続費用等(従業員の職場復帰に資する費用等)を補償します。



精神障害追加補償 オプション

メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償

補償対象者の精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。



役員・従業員の皆さんをお守りする補償

基本補償

死亡補償・後遺障害補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を被られた場合に補償されます。



入院補償・通院補償・手術補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院または通院(往診を含みます。)された場合や、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に補償されます。



主なオプション補償

役員・事業主等フルタイム補償

役員・個人事業主・政府労災特別加入者(役員・個人事業主)・海外派遣者を除く)の傷害リスクを24時間補償(ケガに関して業務中・業務外を問わず補償)します。
※個人事業主・政府労災特別加入者(役員・個人事業主)・海外派遣者を除く)を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。



退職時一時金補償

従業員の方が精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等または1~7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに補償されます。



地震・噴火・津波危険補償

補償対象者の業務中の地震・噴火これらによる津波等による身体障害を補償します。また、これらによって貴社が負担する法律上の賠償責任も補償します。



針刺し事故等による感染症危険補償(*)

医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHCV、HIVに感染した場合等に補償します。



*お客様の業種が医療業または社会福祉又は介護事業である場合に、本補償をセットできます。

